

■ 4条1項11号

不服 2020-015272

<本願商標>

「ふわふわビーズ」(標準文字)

第26類「手芸用ビーズ」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「ふわふわ」(標準文字)

第3類、第8類、第9類、第14類、第15類、第18類、第20類、第21類、第25類、第26類、第28類、第35類、第38類、第41類及び第45類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品及び役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は「ふわふわビーズ」の文字を標準文字で表してなるところ、構成各文字は外観上まとまりよく一体に表されていて、その構成文字に相応して生じる「フワフワビーズ」の称呼もよどみなく一連に称呼し得るものである。

また、その構成中の「ふわふわ」の文字は、「多量の空気を含んで柔らかくふくらんでいるさま」の意味を有する語(株式会社岩波書店「広辞苑第七版」)であるから、これと「ビーズ」の文字とを結合させた本願商標からは、その構成全体として、「柔らかくふくらんでいるビーズ」程度の意味合いを連想、暗示させるものである。

そして、本願商標の構成中、「ふわふわ」の文字部分は、これに続く文字を修飾して結合語を構成することも多い語であって、構成全体をして上記のような意味合いを連想、暗示させるから、かかる事情を考慮すれば、「ビーズ」の語より生じる称呼及び觀念が省略されて取引されるものとは考え難い。

以上からすれば、本願商標は、その構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが相当であって、これに接する取引者、需要者が、その構成中の「ふわふわ」の文字部分のみを捉えて取引に当たるとはいいい難いものである。

したがって、本願商標の構成中、「ふわふわ」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、妥当ではなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「ふわふわビーズ」は、その構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが相当であって、これに接する取引者、需要者が、その構成中の「ふわふわ」の文字部分のみを捉えて取引に当たるとはいいい難いとして、引用商標「ふわふわ」とは非類似の商標であると判断されました。

商標の構成中に、その指定商品の普通名称を含む場合には、当該語を除外した部分が要部となるというのが商標の類否判断における原則的な考え方でしょう。原審査では、本願商標「ふわふわビーズ」から、指定商品の普通名称である「ビーズ」を分断し、「ふわふわ」の部分を要部と認定した結果、引用商標「ふわふわ」とは類似すると判断したものと考えられます。

ただ、近年の商標の類否判断においては、商標の構成が「A+B」の語からなり、A及びBがともに識別力が弱い語ではあるものの、全体としては識別力が認められ、そこから意味合いも生じるような場合には、一連一体の商標と認定されやすい傾向にあると言えます。

本事件も、このような考え方によって、「ふわふわビーズ」が一連一体の商標であると認定された結果、引用商標「ふわふわ」とは非類似であると判断されたものと考えられます。Aにあたる語の識別力が微妙というか、絶妙だったのがポイントと言えるかもしれません。

個人的には、本審決の結論は妥当であると思います。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年9月1日 >